

令和元年第6回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和元年12月5日（木曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第 9号 諸般の報告について
- 第 4 議会報告第10号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 5 報告第 3号 町長専決処分の報告について
- 第 6 議案第68号 町長専決処分について（令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号））
- 第 7 議案第69号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第70号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 第 9 議案第71号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第10 議案第72号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第73号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第74号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第75号 指定管理者の指定について（越後出雲崎天領の里）
- 第14 議案第76号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第15 議案第77号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第78号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第79号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第80号 令和元年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第81号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第82号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第83号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	諸橋和史	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	高桑佳子	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	池田則男
総務課長	河野照郎
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	矢川浩之
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
産業観光課参事	内藤良治
総務課参事	金泉修一

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	佐藤理絵

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから令和元年第6回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営委員長から、11月29日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、諸橋和史議員及び6番、加藤修三議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの6日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月10日までの6日間に決定しました。

◎議会報告第9号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第9号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会令和元年度第2回臨時総会について報告します。去る9月30日に新潟県町村議会議長会の臨時総会が阿賀町において開催され、出席してまいりました。お手元に配付

しましたとおりに報告いたします。

次に、第63回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月13日に東京NHKホールにおいて全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり、特別決議2件を含む28件を決議してまいりました。また、全国大会終了後、県関係の国会議員へ直接要望してまいりましたので、あわせて報告いたします。

次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。加藤修三議員から去る11月21日に開催された事業説明会について、お手元に配りました結果報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣の結果について報告します。高桑佳子議員から去る11月20日に開催された町村議会研修会について、11月26日に開催された町村議会広報研修会について、お手元に配りましたとおり報告書の提出がありました。

また、9月26日に実施された1次産業と担い手不足解消に向けた取り組み、バイオマス事業についてと基本条例の制定後の議会の動向及びなり手不足解消に向けた取り組みについて、お手元に配付しました報告書のとおり提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第10号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、議会報告第10号、閉会中の継続調査の結果報告を行います。

最初に、総務文教常任委員長、3番、中野勝正議員。

○総務文教常任委員長（中野勝正） それでは、総務文教常任委員長報告させていただきます。

総務文教常任委員会が行った所管調査について、会議規則第77条の規定によりその経過と結果について報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査としました事件名、防災及び学校教育問題についてですが、去る11月27日に現地調査を行いました。説明員として、佐藤教育長、高畑管理指導主事、矢島教育課長から出席を得て、各学校において授業見学を実施するとともに、各学校長から学校の現状についての説明を受け、意見交換を行いました。

まず、出雲崎小学校では、校長先生から学校指導方針の説明を受け、委員と意見交換をしました。今年、新たにキャリア教育を進め、家庭、地域とともに進める教育活動充実を挙げ、3つの部分にわけて学びの部、心の部、体の部として家庭、地域とともに進める教育活動を充実したいとの説明があり、今年初めて4年生は福島県柳津町の小学校の子供たちと交流学習を図り、それぞれよさを確認されたそうです。

また、学校から野外にある時計が悪くなっているの、検討してもらいたいという話があり、教育課長は来年の予算で検討したいとの答弁でした。

その後、1学年から6学年の授業参観及び特別支援授業を見学しました。それぞれの取り組みの

中で、各学年とも先生のお話をよく聞きながら学習に取り組んでいると感じました。

次に、出雲崎中学校では、学校長から学校教育についての説明があり、主な内容は出雲崎への愛と誇りを胸に夢や希望を持って粘り強く挑戦し、未来を切り開いてたくましい生徒に努めていると。基本方針の中で3つのキーワード、学ぶ学校、つながる学校、思いやる学校の基本方針の説明を受ける。生徒の様子や学習状況などは、1年生は昨年との比較はできないが、2年、3年生を見ると、入学してから学習に取り組む姿勢に変わった生徒が伸びている。また、実効性のある職員研修の充実を図っていききたいとの説明でした。

今回の現地調査を踏まえ、学校、教育委員会、行政、議会と協力しながら、出雲崎の未来を担う子供たちの教育環境の整備、改善を進めてまいりたいと考えています。

以上、総務文教常任委員会閉会中の継続調査報告といたします。

○議長（仙海直樹） 次に、社会産業常任委員長、7番、三輪正議員。

○社会産業常任委員長（三輪 正） 社会産業常任委員会調査報告をいたします。

当社会産業常任委員会が行った所管事務調査について、会議規則第77条の規定によりその結果報告をいたします。

本委員会閉会中の継続調査といたしました事件名は、産業と観光及び福祉問題についてでございます。大矢産業観光課長の出席を得て、10月9日、観光施設心月輪の現況調査を行いました。調査は、心月輪の営業状況等について現状報告と改善、対策、今後の運営について説明を求めました。

「心月輪ブラッスリー・カフェ・ルポ」の松永組合長より、昨年より温かいケーキセットの販売などで売り上げ増加を図ったが、なかなか売り上げ増加には至らなかったということでございます。10月下旬よりワンコイン弁当、500円のお弁当ですが、配達開始と良寛記念館ライトアップイベント時に出店する旨の説明がありました。弁当は、1日50食を目標にヘルシーメニューで五穀米を使用する。ターゲットは会社、病院、官庁等で、1個から配達すると事業説明がありました。

委員より、数点の意見がありました。1つ目は、弁当配達は売り上げ増となるが、配達コストがかかる。地元から徐々に広めるべきではないか。コスト管理が必要であると意見がありました。2つ目は、レストランメニューについて肉料理中心であるが、記念館の利用者はシニア層が多いので、和食中心のメニューも取り入れるべきではないか等の意見がありました。町、良寛記念館と連携して売上額、来客数の増加を図るためにも、当委員会としても心月輪のPR強化等に働きかけていきたいと思っております。

以上、社会産業常任委員会閉会中の継続調査報告といたします。

○議長（仙海直樹） 以上で閉会中の継続調査について常任委員長の報告を終わります。

◎報告第3号 町長専決処分の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第5、報告第3号、町長専決処分の報告について、町長からお手元に配付

しましたとおり、報告がありました。

◎議案第68号 町長専決処分について（令和元年度出雲崎町一般会計補正予算
（第4号））

○議長（仙海直樹） 日程第6、議案第68号 町長専決処分について（令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程しました議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、固定資産税の課税誤りによりまして徴収金を還付する必要性が生じたので、本年11月8日に専決処分したものであります。

補正の内容につきましては、2款の総務費、1目税務総務費に税還付金、還付加算金562万2,000円及び税誤納金補填金1万8,000円を計上いたします。これらの財源には、全額前年度繰越金を充てております。

これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ564万円を追加し、予算総額を33億8,195万3,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書208ページをお願いいたします。歳出予算になります。2款総務費の1目税務総務費、23節に税還付金及び還付加算金562万2,000円を計上いたしました。これは、平成27年度から30年度における法人2社、個人2人からの徴収金に係る還付金が539万円、それに還付加算金23万2,000円を加えた金額となっております。

また、消滅時効による補填金といたしまして、平成25、26年度における1人分の錯誤徴収金額の全額に相当する金額1万8,000円を計上いたしました。

なお、令和元年度分の錯誤徴収金157万4,500円につきましては、現年度の歳入還付として処理をいたします。

以上の還付に係ります事務処理につきましては、11月18日に全て完了しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり承認されました。

◎議案第69号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

議案第71号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第7、議案第69号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第70号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、日程第9、議案第71号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第69号から議案第71号まで、議案3件につきまして関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第69号についてご説明を申し上げます。このたびの条例改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う特別職の範囲が専門的な知識経験に基づき、助言、調査等を行う者に

厳格化されたことによりまして、現行では特別職として任用している一部の職員につきまして、特別職に含まれないことにする改正を行うものであります。

この改正によりまして特別職に含まれないことになる職は行政区長、交通指導員、地すべり防止区域巡視員、中央公民館長、図書館長及び地域おこし協力隊員であります。なお、中央公民館長、図書館長及び地域おこし協力隊の職にある者は、一般職の会計年度任用職員に移行することとなります。

次に、議案第70号についてご説明申し上げます。このたびの条例制定は、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しまして必要な事項を定めるものであります。

会計年度任用職員は、会計年度を超えない1年以内の範囲で任用される一般職の非常勤職員で、勤務時間によりフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分類されることとなります。

このたびの条例においては、フルタイム会計年度任用職員には給料、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当等の支給について、またパートタイム会計年度任用職員には報酬、期末手当及び通勤、公務の旅行にかかる費用弁償等の支給について定めております。

また、議案第71号につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、関係する条例について所要の改正を行ったものであります。

以上でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 議案第69号、議案第70号及び議案第71号について補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第69号についてお願いいたします。議案書をご覧くださいと思います。このたび特別職非常勤職員の任用が厳格されたことによりまして、令和2年4月から本町では今ほど町長が説明した職に当たる者が一般職に移行し、会計年度任用職員として任用することとなります。また、行政区長、交通指導員及び地すべり防止区域指導員は、業務委託または有償ボランティアとして業務に当たっていただくこととなります。

続きまして、議案第70号についてお願いをいたします。議案第70号につきましては、会議資料で説明をさせていただきます。会議資料11ページをご覧くださいませでしょうか。会議資料11ページに議案第70号の条例の概要をまとめてございます。初めに、会計年度任用職員の説明でございますが、これにつきましては、今ほど町長が説明したとおりでございます。会計年度を超えない1年以内の範囲で任用される一般職の非常勤職員。その職員につきましては、フルタイム会計年度任用職員、これは常勤の職員と勤務時間が同じ勤務時間の職員につきましては、フルタイム会計年度任用

職員となりますし、それよりも勤務時間が短い職員につきましては、パートタイム会計年度任用職員というふうな分類となってございます。本町の臨時職員におきましては、全てパートタイム会計年度任用職員に分類されるものとなります。このたびの条例につきましては、今後フルタイム会計年度任用職員の採用にも対応できるよう、両方の制度について定めているものでございます。

それでは、条例の概要をご説明いたします。第1に、給与に関する事項でございます。第2条に定めてございます。給与につきましては、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間給、宿日直手当、それと期末手当、こちらについて定めてございます。そして、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬と期末手当について給与として定めておるものでございます。

では、初めにフルタイム会計年度任用職員に関する事項についてご説明をいたします。条例の第3条から第15条に定めてございます。1点目は、給料の支給等に関する事項が第3条から第6条に定めてございます。給料につきましては、町の給与条例に基づく給料表を準用するというので、その仕事の複雑、困難に応じて規則で定めた基準で任命権者が設定して支給するという内容になってございます。

次に、通勤手当等の手当関係につきましては、第7条から第12条に規定してございます。こちらも、基本的には給与条例を準用しているものでございます。

3点目といたしましては、期末手当の支給について定めてございます。条例では第13条となります。期末手当につきましては、常勤の職員同様6月1日、12月1日に在職する職員に対して支給するというので、その支給の額につきましては、それぞれの支給日に100分の72.5を乗じた額ということで、年額にしますと1.45月分の期末手当ということになります。この1.45月分というのは、給与条例で定めてございます再任用職員と同じ月数になっているものでございます。

次に、第3、パートタイム会計年度任用職員に関する事項です。条例上16条から26条まで定めてございます。初めに、パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬の支給等に関する事項を16条と17条で定めてございます。報酬につきましては、月額で定める報酬、それと日額で定める報酬、それと時間で定める報酬の3種類になります。月額で定める報酬につきましては、1週間当たりの勤務日数が常勤職員と同じ方につきましては、月額報酬とさせていただきたいと思っております。日額で報酬を定める職員は、勤務日数がそれより少ない方、例えば月、水、金ですとか、そういった形の勤務の方につきましては日額報酬となります。報酬を時間で定める方につきましては、時間を定めて勤務をしていただく方、例えば作業員等が当たるかと思いますが、そういった方々については、時間で時給という形での定め方となってございます。

2番といたしましては特殊勤務等、あと時間外勤務手当等につきましても、報酬としてフルタイムと同様に支給するという規定になってございます。

3番が期末手当の支給に関する事項、第22条に定めてございます。これも、基本的にはフルタイム

ムと同様でございます。6月、12月にそれぞれ在職する職員に支給するというものであります。ただ、パートタイム会計年度任用職員につきましては、勤務時間が極端に少ない職員、例えばこれは規則で定めることになるわけでございますが、現在想定しておりますのは、1週間の勤務時間が15時間30分に満たない者、これは週2日に満たない勤務時間でございますが、そういった方々については、期末手当の支払いから除くというふうなことで、基本的には規則で定めるという方向で検討しております。期末手当の支給割合につきましては、フルタイム会計年度任用職員同様、各支給日に100分の72.5、年にいたしますと1.45月分の期末手当の割合となります。

4番でございます。通勤に係る費用弁償、こちらは第25条に規定してございます。

それと、5番では公務の旅行に係る費用弁償、これは第26条です。こちらについては、フルタイム会計年度任用職員同様の算定方法を費用弁償という形で支給するという条例内容になっております。

続きまして、議案第71号についてご説明いたします。こちらにつきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。資料の21ページからお願いいたします。資料の21ページから今回の関係条例の整備に関する条例の新旧対照表を記載してございます。会計年度任用職員の条例制定に伴いまして改正が必要な条例5項について、整備条例という形で一つの条例にまとめて改正をさせていただきました。第1条でございます。第1条は、人事行政運営の公表条例でございます。この条例で報告事項ということで、常勤職員の内容を報告することになってございますが、その中から会計年度任用職員のうちパートタイムの会計年度任用職員を除くという改正になってございます。

次に、22ページです。職員の分限条例でございます。職員の分限に関する条例で、休職ができる期間、3年を超えない範囲内ということになってございますが、会計年度任用職員の場合については、任命権者が定める任期の範囲内という形の改正をしてございます。

第3条は、職員の懲戒条例でございます。懲戒をした場合の会計年度任用職員、そのパートタイム会計年度任用職員の懲戒の場合の算定について定めているものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。育児休業条例の一部改正でございます。これは、育児休業条例が適用される職員の中から会計年度任用職員を除くというふうな改正がされているものであります。

最後が第5条であります。26ページお願いいたします。第5条といたしましては、旅費条例の改正を行っております。これも、旅費条例の職員の定義について所要の改正を行ったというものでございます。

以上3件でございます。補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第69号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第70号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第71号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第69号、70号、71号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第72号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

○議長（仙海直樹） 日程第10、議案第72号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第72号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、第1条におきましては令和元年人事院勧告並びに新潟県人事委員会勧告を踏まえまして、一般職の職員の給与を改定するものであります。

給与改定の主な内容は、初任給を含め若年層に重点を置いた給料月額を本年4月1日から引き上げるものであります。

第2条におきましては、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、地方公務員法の一部改正をされまして、本年12月14日から実施されることから、所要の改正を行うものであります。

また、第3条では、会計年度任用職員制度導入に伴いまして、所要の改正を行っております。

以上ですが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

定例会資料の13ページをお願いいたします。資料13ページのほうに、このたび一部改正をする条例の概要をまとめてございます。改正の趣旨につきましては、今ほど町長が説明したとおりでござ

います。

具体の改正の内容が2番にございます。第1条につきましては、人事院勧告等に基づく給与改正ということですので。このたびも、昨年度同様初任給及び若年層に重点を置いた引き上げによる給料表となっております。大卒初任給については1,500円、高卒初任給につきましては2,000円の引き上げということで、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げた形の給料表になってございます。実施時期につきましては、平成31年4月1日からでございます。

第2条は、被成年後見人等について、地方自治法の欠格条項から削除されました関係で、所要の改正を行っているものでございます。

第3条は、会計年度任用職員で、先ほど提案させていただきました議案第71号の条例で会計年度任用職員の給与は定めるということになってございますので、そちらに伴う改正となっております。

補足説明は以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する

条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第11、議案第73号 出雲崎町子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第73号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、子育て支援のさらなる充実を図るために、子ども医療費助成制度の拡充を図るものです。

現行の子ども医療費の助成対象を満18歳年度末でとなっております。そのうち入院費及び通院費の全額助成対象は、零歳児までとなっておりますが、令和2年4月診療分から満18歳年度末までに拡充し、子どもの医療費を無料化するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

このたび入院費及び通院費の全額助成対象を高校卒業まで拡充することによりまして、対象者は約500人になる見込みです。制度拡充に伴い、子どもの医療費助成に関する条例、重度心身障害者医療費助成に関する条例及びひとり親家庭等の医療費助成に関する条例について所要の改正を行うものです。

議会資料の39ページから新旧対照表がございますので、参考にしてください。

また、このたびの制度拡充に伴う関係予算を補正予算に計上させていただきました。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第12、議案第74号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第74号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの町営住宅条例の一部改正は、尼瀬地内で整備をしております町家暮らし住宅に係る改正でございます。

町家暮らし住宅は、新たにCタイプとして管理し、入居資格かつ家賃などの規定を定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） それでは、補足説明をさせていただきます。

定例会資料の45ページからの新旧対照表をご覧ください。目次でございます。目次で町営住宅Cタイプの管理を追加しております。

飛びまして、47ページをお願いいたします。第5条の2項に公募の例外を定めております。川西ひまわりハウスの際に設けました規定であります。このときは、大門ひまわりハウスの抽せんに漏れた方を優先して入居していただくものでございました。今回の町家暮らしCタイプでは、条例改正前に仮公募を行い、選考しております。条例改定後に公募は行いませんので、町家暮らし住宅も公募の例外規定に加えるものでございます。

第44条の9では、入居者の資格を定めております。町営住宅Bタイプの石井町住宅、ひまわりハウスと同様に同居親族を基本としておりますが、町長が特別の事情と認めた場合は、この限りではないというふうにしております。また、若年世帯、扶養する子供の要件も設けてはございません。

資料48ページに移りまして、第44条の11では、入居者の選考方法につきまして別に定めるとし、規則で制定いたします。

第44条の12で、家賃について別表第2で月額3万円としております。

資料49ページをご覧ください。第44条の14で、15年の連続した居住でその入居者に譲与できるということとしております。

第44条の15の準用でございますが、入居の手続、家賃の納付、転貸禁止等の規定を準用するものでございます。家賃の減免につきまして要綱で定めまして、ひまわりハウスと同様の家賃減免をする予定でございます。

関連して説明させていただきます。町家暮らし住宅の仮オープンにつきましては2世帯ございました。いずれも転入世帯でございましたが、最終的に世帯員数、子育て世帯、収入等々の条件を判断し、4名の世帯の方に入居していただきたいというふうに思っております。正式な入居申し込みの案内につきましては、これから後日ご連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、加藤修三議員。

○6番（加藤修三）　この定例会資料の47ページの第3章の3、町営住宅Cタイプの管理という中で、（2）のその他の者また現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないことということなんですが、やはり今話題になっている反社会勢力と、反社会的な人というのもつけ加える必要があるんじゃないかと考えるんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（仙海直樹）　建設課長。

○建設課長（小崎一博）　ほかの町営住宅条例、ほかの補助金関係もそうでございますが、書き方としては同様の書き方となっているものでございます。

親族が暴力団員ではないことということで、これにつきましては、入居申し込みを受けましてから与板の警察署のほうに照会をかけて確認しているというものでございます。

この暴力団以外の迷惑行為を行うような勢力ということでございますが、今のところはそういうことは規定しておりません。ただ、これからのものについて、検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹）　4番、高橋議員。

○4番（高橋速円）　数点ございます。今の同じ資料でいうと47ページのその次なんですが、44条の9の3項ですか、出雲崎町に魅力を感じ、定住を希望していることとありますが、この出雲崎町に魅力を感じというのは、当然のことと私は思うんです。あえて言う必要があるのかどうか1つ。

それから、次に今度この第2項になりますか、そのすぐ下ですが、町長は前項に定めるもののほか云々のその下の行の最後ですが、資格について制限を加えることができるんですが、これ制限を

加えるという想定される事案というか事例はどういうことを想定しているか。

それと、ついでに今度は資料の49ページの44条の14のいわゆる分譲の15年以上経過したときは、譲与することができるというんですが、今の物件です。このCタイプですが、いわゆる今の建物が建っていったからかなりこれで年数が大変な年数になると思うんです、この15年経過とといいます。ですから、それであるならば、もっとこれは短くてもいいのではないかと。逆に譲与するそのどういうふうな算定をするのか、金額を積算するのか、それにもよるかとは思いますが、15年というところかなり劣化等々その管理に対する費用が加わっているんじゃないかなというふうに想定されるんですが、その辺はどういうふうに見ていますか、この3点をお尋ねします。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） まず、44条の9、（3）の出雲崎に魅力を感じ、定住を希望していることということでございますが、これは入居の申し込みをいただいた際、当然紙だけではなく、面談といたしますか、現地を案内したり、職員が話し合いといたしますか、対話をもって入居の、今回は仮申込書でございましたが、受け取りさせていただきました。その際に、事務的な話ではなく、なぜ出雲崎町のこの場所にどういうことで気づきましたか、どういうところがいいですか、そういうことを聞き取りといたしますか、世間話的な話をさせていただきます。その際、2人ぐらいの職員が対応いたしますけれども、今回2組でございましたので、どちらの方が出雲崎に魅力を感じているかということ、人間の感覚でございますが、判断させていただくというもので、この条文についても必要ではないかというふうに思っております。

次の2番、必要があると認める場合は、入居の者の資格について制限を加えることができるということでございますが、済みません、これちょっと後回しにさせていただきます、次です。44条の14ですか、15年の期間ということでございます。今回相当な投資を改築いたします。木造住宅の会計上の償却期間というのは22年というのが定められてございますが、当然木造住宅22年でだめになるものではなく、その後も住み続けられるものでございます。15年という年数につきましては、償却期間の半分以上、投資した経費の半分以上が償却した段階で譲与してもいいのではないかとということでこういう期間を定めさせていただいております。10年では償却の半分にやや届いていないところで、短過ぎるのではないかと。中途半端な11年、12年ではなく、ある程度切りのいい15年という年数を定めさせていただきました。リフォームでバインドしますので、ある程度は使い続けられる建物じゃないかというふうに思っております。

続いての想定される制限について。例えばでございますけど、余りあってはならない話なんですが、通常の町営住宅、バリアフリーの措置がしてございません。そういった方の場合を想定しているものかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号 指定管理者の指定について（越後出雲崎天領の里）

○議長（仙海直樹） 日程第13、議案第75号 指定管理者の指定について（越後出雲崎天領の里）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第75号につきましてご説明を申し上げます。

天領の里につきましては、現在シダックスコントラクトフードサービス株式会社を指定管理者と指定しているところでありますが、本年度をもちましてこの指定期間が満了いたします。

公募の結果、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社1社から申請がありました。指定管理者選定委員会によるプロポーザルを実施いたしまして、今後の事業計画、経営の取り組みにつきまして、指定管理者の指定選定委員会での検討を踏まえ、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定したいというものであります。

なお、指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 議案第75号につきまして、補足説明をさせていただきます。

公募の結果につきましては、町長の説明のとおりでございます。出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会のプロポーザルにおきまして、出ました質問、意見等に対する回答も、シダックス大新東様からいただいております。その内容を検討させていただきまして、総合的に審査した結果、妥当であると判断されたものです。

天領の里は、町の観光の核となる施設でございます。今後は、町としましても指定管理者と一緒に施設運営を盛り上げていきたいというふうに考えております。指定管理者の方々にも、観光の拠点施設ということでお客様から喜ばれる施設運営とサービス向上に努めていただくよう要望してまいります。

補足説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） 先日の全員協議会でもご説明受けましたけれども、再度これ一旦指定管理になりますと、5年間というのはよほどのことがなければ変更することがまずないと思うんで、最初が非常に大事なかなと思います。それで、あえて申し上げますが、今課長のほうからも説明ありましたが、平成6年から出雲崎町の観光の拠点と地域振興の拠点ということでなっておりますので、非常に町にとりましては大事な施設で、大きな施設でございます。この前の説明聞きましたら、非常にまあまあやりましょうというふうな感じを感じたわけでございます。そうじゃなくて、私らはやる以上はやはり出雲崎にとってどれだけプラスになるかということ意識を常に持って運営していただきたいということでございます。当然民間企業ですので、最終的に一番大事なのは利益が出るかどうかということでございますので、それはもちろんですけども、そればかりではない施設なんだということをよく認識をしていただきたいと思うわけでございます。

そして、ことしから日本遺産の北前船が登録されました。あと数年以内には、佐渡の佐渡金銀山の世界遺産が多分間違いないだろうという、登録されるんじゃないかと思えます。そうしますと、この出雲崎町にとりまして、いかにそれをこの町にとってプラスに活用するかということになりますと、その一番の場所はやっぱり天領の里になるかと思えます。その辺を十分またお話をさせていただきたいなど。

また、どういうふうなことを実際具体的に行動に移られるのかどうか、その辺も確認していただきたいと思えます。

それとこの先日、これは当然民間ですからコスト管理というか、これは一番大事なことは十

分かりますけれども、定休日を増やすとか、営業時間を少なくするという事は、ある面においてはコスト面では非常にいいかと思うんですが、売り上げ増加とか来客数を増やすということは逆行するわけですので、そういうふうな目先のコストばかりを意識すると、5年後にはどうなっているかということになると、これ以上コストはもうカットしようがないぐらいになるんじゃないか。要するに入るのが入らなきゃ、幾ら経費を節減してもこれは無理なわけなんで、その辺を十分話をさせていただきたいと思います。

それと、オープンしまして今もう25年なっていますので、かなり施設もあちこちが傷むというかなるかと思うんで、それも少しでも早目、早目の対応をチェックするというふうなことで、やっぱり指定管理者は常にその辺のチェックを早目にして、そして町当局と協議して少しでも経費がかからない、効果のある方法をとってもらいたいということが大事じゃないかと思います。そして、この前町長が言われましたが、今後任せるんじゃないかと、やはり担当課もそうですが、それ以上にまた町の町長始めそういう立場でぜひその辺を関与していただきたいと思います。私も、当然これ町の大事な施設で、経費も非常にかかっている施設ですので、やはり私ら議会としても、ただ任せただけであとははいというわけにはいかないと思うんで、その辺をぜひお願いしたいということでございます。

○議長（仙海直樹） 副町長。

○副町長（山田正志） 指定管理の審査会の関係、私のほうで委員長をしておりましたんで、私のほうから答弁させていただきます。

今議員さん言われたとおりの、ほぼ同じ内容を実は11月27日に執行役員の方がおいでになりました、直接営業時間含めまして回答をされました。文書で回答いただきました。その内容につきましては、以前全員協議会で向こうがプロポーザルの際に口頭で話された内容と変わりはないんですが、一応文書の中で地域資源の活用、繁忙期を考慮した年間の営業時間について、繁忙期における定休日の変更は当然検討いたしますというふうなご回答でございました。それで、その中で私どもが特にお願いしたことというのは、当然今までのものを引き継ぐというふうな部分、会社は違いますけど、同じグループの中で引き継いでいただくというふうなこと。あわせて、北は北海道、南は鹿児島まで今回の会社は道の駅を含めましていろんな施設を営業されていると、そういうノウハウをここに引き込んでいただきたいというふうなことと、やはり向こう側としましては6つ、7つの道の駅を運営している。そういう中でグループ、その会社として求めるべきものは求めなきゃいけないというふうなことで、今の段階で提案できる内容はこのようなことということなんですけど、今後につきましては、当然のごとく町と協議をしながら、あの施設を核としてやっぱり発展させていくという考え方に全く変わりはないというふうなことでございました。

それで、町のほうも、25年前あの天領ができたとき、これからどういうふうな観光施設になるのかなというふうなわくわくした当時のことを思い出しまして、新たな気持ちで天領の里をまた仕掛

けていくような形で観光施設としてやはり盛り上げていかなきゃいけないというふうな部分、ともに協力をお願いしたいというふうなことと、向こうは向こうなりのノウハウをともに提供したいというふうなことでお話をお受けしたというふうな部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩をいたします。

（午前10時28分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎議案第76号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（仙海直樹） 日程第14、議案第76号 令和元年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第76号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正をしております。初めに、歳入歳出予算の補正についてご説明をいたします。歳出予算の主な補正内容といたしましては、各款に共通いたしまして、議案第72号でご審議をいただきました、職員の給与条例の改正に伴う人件費を補正しております。

次に、2款総務費、1項総務管理費では、5目財産管理費に、井鼻第3駐車場用地買収に伴う携帯電話鉄塔にかかわる借地権放棄料を計上しました。

8目企画費では、地域おこし協力隊にかかわる経費を補正いたしました。また、地域おこし協力隊が中心となり、上空から見た本町のPR用ビデオや現在の町の姿をドローンを活用し撮影する経費を計上いたしております。

9目の空家対策費では、特定空家除却費支援補助金の実績が見込めないことから、空家等再生活用支援事業補助金を減額しました。

3款の民生費、1項社会福祉費では、2目障害者福祉費に年度末利用実績等を踏まえまして、障害福祉サービス費及び障害児給付費を追加しました一方、6目老人措置費では、入所者がいなくなったことから、老人保護措置費を減額しました。

2項の児童福祉費、2目児童措置措置費では、保育所利用者の増加により、保育実施委託料を追加いたしました。

4款の衛生費、1目保健衛生総務費では、議案の第73号でご審議をいただきました来年4月診療分から実施を予定いたしておりますところの子ども医療費無料化等事業に伴うシステム改修費を計上しました。

8款の土木費、2項の道路橋りょう費、2目道路維持費では、町道吉水桂沢線の修繕工事等にかかわる経費を追加いたしました。

また、5項の住宅費には、新生活支援金及び新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金を追加しております。

9款の消防費、4目防災対策費では、全国瞬時警報システム自動起動費の更新に要する経費を計上しました。

10款の教育費では、4項の社会教育費、1目社会教育総務費に北前船日本遺産推進協議会推進事業負担金を、5項の保健体育費に町民野球場ナイター照明施設修繕工事費を計上いたしました。

歳入につきましては、歳出予算の補正に伴い、特定財源となる補助金等について所要の補正をしまして、不足する財源は繰越金を充てております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ3,889万9,000円を追加し、予算総額を34億2,085万2,000円

とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、吉水桂沢線の道路維持補修工事に充てるための道路橋りょう維持補修事業を追加いたしました。

以上でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算につきましてお願いいたします。補足資料が提出してございますので、重複する説明は省略させていただきます。補正予算書の221ページです。1款議会費、以下各款共通でございますが、給与条例の改正に伴う人件費の補正がしてございます。その内容につきましては、予算書の239ページ以下の給与明細書にございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2款総務費でございます。ページでいきますと222ページお願いいたします。5目財産管理費になります。11節の需用費に施設修繕料の追加がございます。これは、ふるさと交流住宅舩太さんの屋根の修繕、それと役場庁舎の入り口になりますが、個人番号カード申請場所としてユニットパネルを設置する経費を計上してございます。次に、17節公有財産購入費でございます。町長説明のとおりでございます。現在借地をしております井鼻第3駐車場の土地を買収するものです。

定例会資料で8ページをちょっとご覧いただけますでしょうか。8ページに井鼻第3駐車場等用地買収事業ということで、位置図が添付してございます。この道路側に面した太枠でございますが、これが現在井鼻海水浴場の駐車場として利用している土地でございます。それと隣接した山側の太囲み、これは現在の所有者が携帯電話に土地を貸し付けている土地でございます。この2つの枠が全体で1筆になっておりまして、分筆をして駐車場用地のみを買収すべきところでございますが、隣接者との立ち会い等ができなかったことから、分筆ができない状態にございます。地権者との協議で全筆を買収するというところで話を進めて協議が調ったというものであります。その結果、2款のほうでは駐車場用地以外の土地に係る経費を計上してございます。買収単価につきましては、土地につきましては雑種地単価でございますが、1平方メートル当たり170円、それと借地権の放棄料としまして、現在の所有者と携帯電話会社との賃貸借契約に相当する金額を支払うということで、地権者との間の協議が整ったところでございます。10年分の賃料相当額を放棄料という形でお支払いして土地を購入するというふうな予算組みになってございます。

予算書に戻っていただけますでしょうか。222ページのほうをお願いいたします。7目の企画費でございます。ここ全般にわたりまして、地域おこし協力隊員の関係経費を補正してございます。地域おこし協力隊員につきましては、来年の2月に1人、4月に1人、合計2人の採用が内定しております。いずれも男性でございます。2月からの本格稼働に向けて現在作業を進めているところでございます。

次に、223ページ。9目空家等対策費でございます。11節の施設修繕料につきましては、先般オープンいたしました歴史や五郎兵衛、この外壁が先般の風で壊れたというものと、海側にあります船だまり、そこを修繕する費用をこのたび追加をさせていただきました。13節の委託料につきましては、資料にあるとおりでございます。19節の補助金の減でございます。これは、特定空家等の除却支援補助金、当初6件分を予定しておりましたが、今年度執行の見込みがなくなりました関係で、相当分を減額するというものであります。

次に、224ページをお願いいたします。1目の戸籍住民基本台帳費です。個人番号カードの交付事務を促進する経費を追加しております。12節には、全町民への個人番号カードの申請書を郵送する経費を計上しております。また、18節では、申請受付用のタブレット3台を購入する経費を計上しております。これらの経費の一部は、国庫補助金が充てられることになっております。

続きまして、3款の民生費であります。ページは225ページをお願いいたします。2目障害者福祉費です。障害福祉サービス費は主に生活介護、障害児給付費は主に放課後デイサービスの委託経費を追加しております。いずれも、利用量の増加によるものであります。

3目の国民健康保険事務費につきましては、職員の会計間異動に伴う減となっております。

6目老人措置費は、町長説明のとおりであります。

7目保健福祉総合センター管理費です。11節施設修繕料を追加いたしました。これは、男湯のろ過循環ポンプ取りかえ修繕、それと用具室周りの雨漏りが発生しまして、修繕工事の必要が生じたので、このたび追加をしております。

続きまして、226ページをお願いいたします。2目児童措置費であります。13節の委託料で、19節の負担金補助及び交付金、いずれも利用者の増による補正となっております。

次に、4款衛生費です。ページは227ページになります。1目保健衛生総務費、町長説明のとおり子ども医療費無料化に向けた準備作業をする経費をこのたび計上させていただきました。

次に、228ページお願いをいたします。4目健康増進費です。13節委託料に住民健康管理システム改修委託料を計上しております。特定健診における後期高齢者質問票の変更に伴うシステム改修の経費であります。

次に、6款農林水産業費です。229ページをお願いいたします。3目農業振興費、19節に補助金の追加がございます。中山間地域等直接支払交付金の追加は、吉水集落分の追加であります。農地集積集約化促進事業費補助金につきましては、経営転換協力金を補助するもので、同額が歳入予算に計上してあります。

次に、7款商工費です。230ページをお願いいたします。商工費の3目の観光費です。17節公有財産購入費、これは先ほど2款で説明したとおりでございます。井鼻駐車場公共施設の借地を解消するために用地を買収するものであります。買収単価は、2款と同様1平米170円、961.28平米に係ります用地買収費となります。

5目天領の里管理費です。11節の施設修繕料につきましては、電気自動車用の充電施設のガードパイプ設置に係る経費をこのたび計上させていただきました。

続きまして、231ページ、8款土木費になります。2目の道路修繕費です。町道修繕維持工事費を追加してございます。町長説明のとおり、吉水桂沢線の舗装修繕工事の追加、起債事業として取り組むこととなっております。工事場所につきましては、資料に図面を添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次、232ページであります。1目河川総務費で河川改修工事費を追加いたしました。新たに市野坪川の土羽護岸の改修工事を行う経費の追加となります。

3目住宅環境整備費です。8節報償費には、新生活支援金の追加、今回1件分を追加いたしました。今年度4件分予算計上させていただきます。

その次のページになりますが、新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金の追加でございます。これも、資料が添付してございます。5件分をこのたび追加をいたしまして、今年度で全体16件分予算計上ということになります。

次に、9款消防費になります。4目防災対策費、15節工事請負費でございます。こちらにつきましては、資料が添付してございますので、そちらを参照していただければと思います。18節の備品購入費で、防災行政無線の戸別受信機、屋内に入れるもの10台分を予算計上いたしました。これは、松本東団地の入居者と今後の入居者を見込んでの予算計上ということになります。

続きまして、234ページをお願いいたします。10款の教育費になります。2項の小学校費の1目学校管理費であります。11節需用費の施設修繕料、これは特別教室棟の防火シャッター巻き上げ装置の修繕ということで計上させていただきました。

続きまして、236ページをお願いいたします。4項社会教育費になります。1目の社会教育総務費、19節に負担金補助及び交付金、北前船日本遺産推進協議会の推進事業負担金を計上してございます。日本遺産に追加登録された7地域のホームページ製作費等の情報発信事業に係る負担金ということで、本年度のみの負担金になります。

最後、237ページの2目体育施設費です。15節工事請負費の中で、町民野球場ナイター照明修繕工事がございます。こちらは、レフト側の8基の球切れを修繕するための経費でございます。

歳入予算につきましては、町長説明のとおりでございます。

次に、213ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正であります。道路橋りょう維持補修事業の追加で、町道吉水桂沢線の舗装工事の内容となっております。起債は、公共施設等適正管理推進事業債を充当することで予算組みをしてございます。同起債の交付税措置率は、合わせて30%ということになります。

補足説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたしま

す。質疑はありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 222ページの目企画費の中で、節の備品購入費の中でドローンが35万円あるんですが、これ当然今後需要が相当出てくると思うんですが、これについてなんですけども、これを操縦するパイロットというか、これについてはどこかに研修に行くとかはないんですか。これは、自動車学校じゃなくて、どこかもいろいろそういう研修機関があると思うんですけども、ないのであれば、自分でやりながらすれば意外とできることがあるけど、すごいテクニックになるとやはりもう、8の字ターンとかいろいろあるんですけども、そうなるとちょっと腕がないとできないということが考えられるんです。こういう買ったいいけど、使えないということにならないように、この辺もちょっと頭に入れていただいで対応していかなければいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） このドローンの操縦につきましては、当町としては初めて町として購入する関係で、やはり今ほど議員さんがおっしゃるとおりでございます。

それで、この12節の役務費にドローン操作講習受講料36万3,000円計上してございます。今の予定では、地域おこし協力隊員とあと町の職員2人がこの講習を受けて技術を取得した後、またほかの職員につないでいくというふうな形でドローンを今後より有効活用できるように進めていきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（仙海直樹） 5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 民生費、児童福祉費、ページは226ページ、児童措置費の中の委託料なんですけども、先ほど利用者の増という説明がございました。出雲崎保育園、小木之城保育園、それと広域入所保育実施ということで、130万ほど上がっているんですけども、利用者の増というのはどれくらい、どの保育園にあったのか。また、広域入所というのはどれくらいあったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 子ども未来室長。

○子ども未来室長（矢川浩之） 今回の委託料の補正でございますが、当初こちら両園合わせて102名、出雲崎保育園が52名、小木之城保育園50名というところで予算組んでおりました。今現在が出雲崎保育園が57名、小木之城保育園が55名、あと広域入所に絡みますが、130万円。こちらのほうは上越市のほうに2人分、あと19節の負担金で66万円、こちら期間がこの10月からですが、1人分見しております。よろしくをお願いします。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 230ページの款の商工会費の中で、目の天領の里の管理費の中で、天領の里の案内看板撤去料というのが6万5,000円というのがあるんですが、これは妥当かどうか、どこの場所か

どうかと思うんです。これは、6万5,000円の作業は何人で何日かかっているのか、これをちょっと聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 撤去する看板につきましては、116号の西山のところから見える看板でございます。解体につきましては、看板の支柱の切断、それからその解体したものの積み込み、運搬の計上になっておりますが、その切断、運搬合わせまして、直接工事費で約3万円です。あとコンクリートの殻の処分料、あと機械の運搬往復、合わせまして税抜きで5万9,000円、税込みで6万5,000円というような形になっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 今の説明聞きますと、妥当だとは僕思わないです。1日作業で、自分でもともと持っているユニック持って、トラック持って、自分で切断機持っているレベルであれば、こんな値段行くとは思わないんです。もう少し検討していただければ、撤去なんです。物を設置するんなら、傷つけたりどうのこうのとかいろいろある。撤去ですから。

それと、これは鉄板でできてあるんだ。キロ幾らですか。キロ10円だよ。くず屋持っていくんです。いろいろ考えてもう少し抑えられるお金を抑えたいというふうには、ただ積み上げ算式には、4トントラックのユニックが幾ら、ガス切断機のポンペ、ガスの酸素とアセチレンのはい、これは幾ら、何が幾らというような形で積み上げはだめだと思うんです。もう少しシビアにやっていただきたいというふうには考えますが、再度検討をください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 実施に当たりましては、1社ではなく数社から見積もりをとって実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 見積もりは、だから結構なんですけど、やはりもう少し物の係る費用の価値観念を持った中で対応するというのも必要かなと思うんです。たかがもう10万以下の値段です。日にちで、日当で直したら1日かからないと思うんです。その辺も十分考慮して、再度その辺をお願いしたいということで、回答はよろしいですけども、要らんお金は使いたくないんです。もう要る金はどんと使いましょうよということをみんなで理解していきましょう。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） ページで226ページの2目の児童措置費の先ほど委託料の説明あったと思うんですけど、当初102名の予算で、今現在が出雲崎保育園が57名の小木之城55名という説明あって、両方5名ずつ増えている割に、その出雲崎保育園と小木之城保育園の実施委託料がこれほど差があると

というのは何か理由というか、その辺ちょっと説明していただきたい。

○議長（仙海直樹） 子ども未来室長。

○子ども未来室長（矢川浩之） 両園の補正額の差ということでございますが、両園5名ほど入所されました。主な3歳以下の未満児なんですけど、例えば4月から今現在というか、入所が早かった場合経費の保育単価のほうもかかりますし、その期間の関係で金額のほうに差が出たというところでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） よろしいですか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 何点か教えてほしいんですけども、まず221ページです。一般管理費のところ、総務課でしょうけども、一般職員給料と、それから職員手当の追加が出ていますけど、少し各款にも出ているんですけども、金額がちょっと大きいなというふうに感じるんですけど、何名分で、それで大体これだけ追加してくるということは何があったのか。残業がそんなに増えたのか、ちょっとこれわからないので、教えてください。

それから、226ページのところです。児童措置費の中の償還金利子及び割引料で、国庫交付金返還あるいは県交付金返還、いろいろありますけども、人数が減ったからきっとこれはこういう返還になったんでしょうけども、多世代の事業費のところもそうですけども、それと今度逆に歳入です。歳入何ページでしたか、216ページあたりからどんどん出てくるんですけども、子どものための教育・保育給付費負担金追加とかという形で、あるいは217ページの民生費負担金でも追加出てくるんですけど、これはどういうふうに私ら考えればいいんでしょうか。ちょっとその辺、2点だけとりあえず教えてください。

○議長（仙海直樹） 子ども未来室長。

○子ども未来室長（矢川浩之） 返還金の関係ですが、こちらのほう昨年度の実績に基づいて30年度分の補助金の精算という形になっております。あと、今回12月補正で上げさせていただきました歳入のほう、子どものための教育・保育給付費負担金関係ですが、こちらのほうは今13節の委託料で人数の増になっておりますが、公費負担に係る部分の補助金の追加というところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 221ページの一般管理費の人員費関係でございます。これは、年度途中におきまして1人の職員を国保会計から異動しました。これまで国保会計で手当でしていた職員を総務課づけにしたというものであります。したがって、半年分の1人分の給料と、それに伴う期末手当で給与と手当が増えていると。

なお、その職員手当の中には、期末手当のほかに時間外勤務手当も入っておりまして、積算した

結果、この額を今回補正させていただくというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 各課のところ了解いたしました。

それでは、225ページの老人措置費なんですけども、これも減になっているということは、利用者が少なかったということなんでしょうけども、当初予算に比べてその年額が大きいと思いませんか。当初の見積もりで何人で、結局何人だったのか、ちょっと教えてください。

それともう一点、233ページ、消防費ですけども、工事請負費です。全国瞬時警報システム、Jアラートと聞いていますけど、その更新工事で935万、金額大きいです。それに、これは聞いたらパソコンのウィンドウズをテンに切りかえるんだと。そして、それをそっくり入れかえるんだということなんですけども、その本体そのもので900万かかる、これはわかります。しょうがない。ただ、これは全額町費なんです。国とか県とか、県はないでしょうけども、国のほうの補助金みたいなもの、あるいは何かの助成金みたいなもの、そういうもの一切入らないで、結局各市町村同じようなことになるでしょうけども、パソコンのソフトの更新ですから。この金額900万、約1,000万です。1,000万円のJアラートの装置そっくりかえるのに全額町費あるいはこれ市でいけば市費で負担するでしょうけど、どうも納得がいかない。これだけの機械を入れかえるのであれば、当然国のほうから何割かの補助金、助成金があってしかるべきだと思うんですけども、なぜないのか。聞いてもわからないでしょうけども、不思議でしょうがない。それ、ちょっと説明できたら教えてください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補正予算書225ページ、6目の老人措置費についてでございます。こちら、当初予算では寺泊老人ホームに1名入所されておりましたので、1名の方の1年間の措置費を見ておりました。この入所者の方が6月上旬に急に亡くなられたということで、それ以降の分を減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 233ページの全国瞬時警報システム自動起動機更新工事の件をお答えいたします。

確かに非常に大きな額でございまして、仕組みといたしましては、Jアラートでまず市町村のところまで国からの情報がある。そこにつきましては、昨年度更新をして財源措置はございました。その来たデータを町が、これ各市町村によって違うんですけど、当町の場合はそのデータを自動的に起動して防災行政無線に流すという中間装置でございまして。情報が入れれば自動的に機械が立ち上がって、自動的に防災行政無線に流れると。その中間の自動起動装置をこのたび更新するというものでございます。その中の一つとして、OSでウィンドウズセブンが入っているというのがあります。

す。それは、そんなに大きな額ではなくて、その機械全体が一番経費的には高くなってございます。その機械と出雲崎仕様に修正をして設置をするというものでございます。

特定財源の件でございますが、私どもも非常に住民の生命、財産を守る重要な施設であり、全国でどこの自治体にもあるものであるのもので、何らかの財源措置があるのではないかとということで、県とか関係機関に照会はして実際に入れたところに、自治体にも聞いたんですが、残念ながらこれは市町村の自治事務としてやるべきものであるというふうなことで、財源措置はないという回答でございましたので、このような形で補正予算を上げさせていただいたところでございます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 保健福祉課長、了解しました。でも、高いですね、6月以降今5カ月でこれだけかかるんですね、その後減額したということは、1人頭大変な額がかかっているというのを改めて認識しましたけども。

さて、総務課の消防費ですけども、やっぱり納得できないです。1,000万かかるものを国が何も面倒見てくれないというのは、ちょっとこれは不思議です。とすれば、ここからどうすればいいのかということであれば町長、県の町村長会で陳情していただいて、これは出雲崎だけじゃないはずですよ、今度こうなってくると。各町村、全国きっと同じこと起きていると思います。これは、新潟県の町村会長として、小林則幸町村会長として県、国に要望していただいて、少しでも、全部が単費ということはあり得ないと私は思います。ぜひ要望していただきたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（仙海直樹） 町長。

○町長（小林則幸） おっしゃるとおり、私も今議員さんの質問を聞きながら全く同感ですし、県も防災、減災ということについての積極的なやっぱり措置をするということでございますし、国も今回景気浮揚のための28兆円の中の13兆5,000億ですか、その中における最も主要な項目は防災、減災に相当ウエートを置いているわけでございますので、やっぱり私はおっしゃるとおりだと思うんです。

そういう意味で、私のほうでも個々の問題をしっかりとまた上に伝えながら、防災、減災もうこれ本当に国も、県も挙げてやっているわけですし、町もそうです。こういうものにもっと、もう少し国も言葉じゃなくてやっぱり財政的なその裏づけをしながら住民の安全、安心を確保するということは私は大事だと思うんです。声を大にして申し上げていきたいと思っております。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 218ページの、教育課長にお願いいたします。7目の教育費県補助金になっていまして、小中学校費補助金の中で、夢や希望をかなえる小学校キャリア教育モデル事業補助金、これ25万上がっていますが、私がお聞きしたいのは、先般私ども総務で小中学校行ったときに、校長先生のお話の中で、ことしがキャリア教育を推し進める中で柳津町と小学校と交流をやったという

中で、有意義な子供たちの交流ができたというふうなお話をお聞きした中で、これことしからこう
いうふうなことがなったのか、それともこれを来年もずっと続けていっていただけるのか、その辺
の見解みたいなのはというふうな考え方持っておられますか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） この事業につきましては、県の事業ということでございます。実は、内容
的には今柳津との交流という話もありましたが、4年生、5年生、6年生を対象とした学習、どち
らかというとその地域の人材の方との触れ合いとか産業、そういったものを生かした学習、あるい
はキャリア教育につながるものとして行っているものでございます。具体的には、4年生について
は環境をテーマとしてやっておる総合的な学習の中での必要経費。5年生については、農業指導を
受けながら田んぼで米をつくっている関係がありますので、そういった経費。6年生については、
これはいわゆる体験活動を通して自分の将来の姿を考えるという部分での必要経費について、
キャリア教育として県が行っている事業でございます。

実施期間については、一応2年間という決まりがございまして、ことしと来年ということで今予
定しております。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 今の課長の説明だと、ことしと来年という中でキャリア教育を推し進めていく
中で、先般校長先生の話しの中では、このキャリア教育を推し進める中で、柳津との生徒の、子供
たちの交流を図ったというふうな私説明を聞いたんですけども、これは当てはまらないんですか、
じゃ。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） いろんなキャリア教育をやっておるんですが、柳津も一つの教育になろう
かと思います。ただ、上限が25万円というのが決まっていますので、いろんな事業の中で結局事業
費が膨らんでも25万円が上限ということなんで、全体としてはそういった教育をやっていますが、
補助金の額としては25万円が上限ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） わかりました。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 236ページ、北前船日本遺産のことについてお尋ねします。

先に言いますが、このことについて異論があるという意味じゃないんです。ただ、今これ82万
5,000円ですが、先ほどの補足説明においては、日本遺産に加入している各団体のホームページ等を
グレードアップするというふうな説明だったかと思うんですが、82万5,000円というと、本当何か納
得できるようなできないような、費用と効果どうなんのかなというふうなところが素朴に思うん
ですが、その辺は担当はどのように認識されているのかをお尋ねしたい。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 北前船の負担金でございます。これについては、実は今回追加認定を7自治体が受けたところでございます。いわゆるこの追加された自治体については、今まで登録された事業の仲間入りをするという意味もございまして、これは実際係る経費というのは、その7団体が各自治体に情報を協議会のほうで立ち上げているホームページあるいはガイドブックに載せるための経費ということでございます。実際各自治体にカメラマンや各ライターが取材に来まして、実際町のこういった文化財があるかとか、あるいは北前船に限らず、町のその観光なんかのPRも含めて情報をまとめるという作業が主なところでございます。

実際その82万円という金額なんですけど、この中には既に認定いただいたその自治体38自治体があるんですけども、そういった自治体の、当然その自治体は自分の自治体でお金をかけながらやってきた情報なんですけど、そういったものも提供いただけるという部分もありますし、既にもうポスターなんかでも統一したポスターができていますが、そういったデザイン料も提供いただけるという部分で、トータルでこのぐらいの金額がかかるということで、この金額については、今回追加になった7自治体が一律の金額でございまして、その7自治体の中で協議をした結果、決まったという金額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） お願いします。まず1点目は、223ページの9、空家等対策費の施設修繕料追加なんですけど、五郎兵衛さんの外壁と船だまりということでお聞きしているんですけども、その船だまりというところがどういう位置だったかというのが私ちょっとよくわからないんですけど、その海側に面しているところで、非常にあそこは貴重で眺めもよく、評判がいい。あその場所なのかどうか。あそこをどう、やっぱり生かせないかなというのがあその施設で説明をしたりしている人たちの意見としても聞いておりますので、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 船だまりでございますが、今ほどご指摘のところの場所でございます。オープンして、昔使って、船が寄られてそこから家に上がっていたというあのところが非常に訪れる方も興味深く見ておられました。しかし、残念ながら今は中に材木が入れてあったりとか、余分な砂が入っていたりとかということで、外から見た感じでは全くその景観が見受けられないというふうなことで、以前にあったような形に近づけるような形で、今よりも修景を整えたいというふうなことで、今回整備をさせていただければというふうなことで予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（仙海直樹） 9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） それは、大変喜ばしいことなんですけど、今あそこには入れないというふう聞いていましたけれども、そこは床のほうも直して、一旦入ったりできるようなのかならないのか、

そこのところはいかがなものでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 五郎兵衛につきましては、一番海側の部屋につきましては土台がかなり朽ちくしておりまして、あの部屋の中に一般の方を入れるということではできません。今回の船だまりは、外から見てピアが、くいが立っているんですが、その下をきれいな形にするということで、中に入れるというものではございません。

ただ、家の中から船だまりに抜けられる地下に行く階段等がございますので、その辺とあわせてここを降りていくと昔船がついていたというふうなことが見てわかるような形に持っていければなというふうに考えております。

○議長（仙海直樹） 9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） あの五郎兵衛さんは、本当に出雲崎町の古くからの妻入り建築を再現していて、例えば妻入り会館とはまた違った意味で非常に貴重なものだというふうに聞いています。出雲崎町の町並みで誇れる施設になるんじゃないかと関係している方おっしゃっているんですが、とにかくあそこ、海岸の面している部屋に上がれないというのは非常に残念だということを本当にいろんなところからたくさん聞きます。今回船だまりということなんですけれども、ぜひあそこに入って見学できるようにならないものかなというふうにとちょっと考えておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、ちょっとお聞きしたいだけなんですけれども、222ページのこの地域おこし協力隊員の報酬減からずっと減が入っているんですけれども、これについては、お一人が来年の4月からということで減額されているものなのかなとちょっと確認なんですけど、お願いいたします。

もう一点は、町民体育館についてもかなり減がいろいろ施設屋上の防水工事から始まりまして、ウォータースライダーとかという減が入っているんですけれども、当初予算の7,000万からの減になりますけど、これもやっぱり工事の精算結果の減なのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 五郎兵衛の件につきましては、ご指摘のご意見も多数伺っておりますが、あそこを入れるようにするには土台から全部、かなりの経費を要しますので、今後の検討課題ということでさせていただければと思います。

222ページの地域おこし協力隊員関係の経費につきましては、ご指摘のとおり当初は早い時期に任命して活躍していただきかったところがございますが、結果として今年度予算で充てるものにつきましては、来年2月から採用する2カ月分1人というふうなことになりまして、それに係る経費をこのたび補正をさせていただいたというものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 237ページの保健体育費の関係でございます。今ほど町民体育館の屋上防水

工事、それから町民プールのウォータースライダーの修繕工事の減額ということでございます。こちらにつきましては、実績に伴う金額ということでございます。体育館の屋上防水につきましては、入札差額という部分もでございます。そういったことで、実績に伴う金額となっております。

○議長（仙海直樹） 9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 了解いたしました。

ただ、屋上の防水工事というのはこれ何回も、何回も出ていて、何回もだめで、何回もやり直したという部分、一時的な修繕だった時期もありましたけれども、今回は大丈夫なんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） ちょっと前の記録はわからないんですけども、多分今までは部分的に切れたところといいますか、そういったところを部分的に補修してきたということでございます。今回はいわゆる全面、屋上とそれから下屋の部分、全面を全体的に改修したということでございます。漏水していた原因も突きとめまして、そこをきっちりと今回対処しましたので、今後については大丈夫かというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 236ページ、6目の良寛記念館管理費の中で、7区分の中で賃金が下がっていますが、この賃金の中で良寛記念館といえば町の大事な要素を含めている中で、職員の賃金減、これは多分1人分かなというふうに認識するんですけども、今後ずっとこれでいくのか、それとも来年4月から臨時採用するのか、その辺の見通しみたいなものはどうでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） この人件費につきましては、実は当初につきまして4人体制で、そのうち1人学芸員の方がおられました。実際は予算組みの後、2月末だったかと思うんですけども、体調を崩されましてご退職ということで、4月以降補充なしということで来ましたので、この金額の減額というふうになっております。

ただし、実際当然人的に不足しますので、今公民館に来ている臨時の方が臨時にお手伝いに行ったりということで、両方かけ持ちという形でちょっとやっている部分もあるんですけども、その部分については、公民館費の7節の賃金のところにその方の賃金を計上していますので、そういった形で今年度は行っているところでございます。次年度以降につきましては、元の形の体制に戻せるようにまた考えていきたいと思っております。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 223ページの空き家対策費の中の委託料で、町有建物耐震診断委託料15万、資料のほうの2ページです。総務費の中で出てきているんですけども、石井町の安部さんのお宅を来年度からいろいろ事業をするために耐震あるいは概算改修事業費に算出というふうになっているんですけど、これ耐震じゃないですよ。あれもうぼろぼろなんだから、耐震見る必要ないですよ。

かえって、次年度どういうふうな建物にしていくのかという設計委託料のほうはひと手間要らないんじゃないかなというふうに私は思いますけども、あの安部さんのお宅、耐震見る前からもう耐震なんてできていません。もうぼろぼろ落ちているんだから、壁が。壁が落ちている家屋を耐震して、それからじゃ、来年どうしますかという診断をこれすると書いてあるんです。だったら、もう最初からどういう企業が入ってきて、どういうふうなスペースが欲しいのか、あるいはどういうものをつくりたいのか、そういうものをまず持ってきて、そして設計委託料、あるいは補修するためのどこどこをどう補修すればいいのか、そのときに耐震にしていけばいいことであって、もともと耐震なんてもうあるわけがないんだから、この辺の考え方がちょっと私はわからない。民間だったら、もう耐震なんて調べません、あれだけぼろぼろしていれば。本来であれば、撤去してもう建て直しでしょうけども、それをしないんだったら、来年度どういうふうな建物にするのか、どういう間取りにするのか。そのときに、じゃどういう骨組みで耐震を持っていこうかというふうにしたほうが私は一発で終わると思うんですけど、どうでしょう。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 大体そのような感じなんですけど、いわゆるこれから整備するに当たっては、特定財源を入れていきたい。それが補助金になるか、起債になるかでございますが、その特定財源を入れるに当たっては、あの建物がどういう現状にあって、それでどういう工事をするのかというのを示す必要がございます。したがって、今ほどご指摘のとおり、全然耐震がなかったら、耐震は最低どういう工事で耐震が得られる。それを踏まえて、どういう形で施設を改修して利用するというふうな形の説明が求められますので、いわゆる今ほど言ったものを一括して検討して、それができた上でどういった施設にするかというものを詳細に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） どうも私はわからないんです。耐震がもうもともとだめだから、どういうふうな耐震をすればいいかを見きわめて、そしてそれから上に書類を上げていろいろな補助金をいただくということでしょうけども、そうなんでしょうか。だめとわかっているんだから、耐震もゼロなんだから、壁が落ちているような、あるいはもう上のほうの壁も落ちている。外から見ても落ちているのがわかるし、あるいは露地側ももう落ちているし、そんなのに耐震幾ら調べてもゼロはゼロなんだから、私はどちらかといえばどういったものをつくりたいかというふうなことをまず図面を引いて、そのためには、そのときに耐震はこことこことこをこうしますよというふうが、私ならそっちのほうが早いような気がするんだけど、やっぱり今の現状だめなのをだめだと調べなきゃいけないんですか。そのために金額的にはそう大したことはないですけども、15万かかるんだということなんでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 今ほど言ったものをまとめてお願いするということでございまして、例えば筋交いを1本入れれば、こういった形で建物は改修できると。別に今の数値をどうこうじゃなくて、含めて木造住宅でございまして、こことここに筋交いを入れるとある程度の耐震は得られる。そうすると、この部屋をこういう形で使えるというものをまとめて今回調査に出したいというふうな内容でございまして、ちょっと私の表現が稚拙なのかもしれませんが、大体同じような形で手戻りがないように進めたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 了解しました。金額と今書いてあるものをこの通りに進めるということでは私は了解しました。

ただ、あの建物補修して果たして金をかける、それだけの補修すると多分何百万かかりますよね。何百万でおさまらんかもしれない。建てかえたほうが私は早いような気がするんだけど、その辺の見解はどうか。私は、今回この予算はたしかこれは耐震あるいはいろんなものですけども、それよりももうあれだけのものは、例えば津幡邸も一緒ですけども、補修、補修やってもある程度もう年数たっている建物なんだから、かえって一回更地にして、真っさらな中で考えたほうが私はいいような気がするんですけど、それどうですか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 現在の計画では、今ある空き家を有効活用する方向で何らか検討できないかというふうなことで考えてございまして、技術的に今回その耐震も含めてこういった形だったら何とかかなりそうだと。そこで、概算事業費も含めて検討はしますが、その結果、今ほどご指摘のような話が出て、費用対効果を考えて改修の価値がないというふうな回答を排除するものではございませんが、その結論に至るまでは、もう少しその空き家の利活用について検討できないかということで調査をさせていただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 225ページになるかどうかちょっとわかりませんが、ふれあいの里の関係なんですけども、あそここのところの人件費なんですけど、局長もやめられて、そのほかに従業員の方もやめられているんですが、この辺の給与部分の減額が出るというのはここには出てこないわけですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 局長が10月いっぱいまでやめられたということで、当然人件費のほうは残り分は執行しないようになりますので、そちらについては、社会福祉協議会への補助金が充当されております。こちらについては、全体の年度末での事業費を見た中で、3月補正で減額をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第77号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（仙海直樹） 日程第15、議案第77号 令和元年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程しました議案第77号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款の総務費は人事異動に伴う人件費関係233万1,000円の減額及びオンライン資格確認に伴うシステム改修委託料193万6,000円を追加し、2款の保険給付費は、決算見込み額に基づきまして2,947万5,000円を追加しました。また、7款の諸支出金は、過年度分の保険税還付金及び還付加算金130万6,000円、平成30年度の保険給付費等交付金返還金204万3,000円を追加しました。

一方、歳入予算では、歳入見込み額に基づきまして、1款国民健康保険税は216万2,000円減額、5款の国庫支出金は193万6,000円追加、8款の繰入金は104万7,000円減額しました。また、9款の

繰越金は3,406万2,000円を追加しまして、昨年度の繰越金を全額予算計上いたしました。

これによりまして、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,278万9,000円を追加し、予算総額6億1,605万円とするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の222ページをお願いいたします。歳出予算では、1款総務費にオンライン資格確認等システム改修委託料193万6,000円を計上しております。これは、マイナンバーカードの健康保険証利用が令和3年3月から本格運用される予定でありまして、そのための準備経費であります。

なお、この経費につきましては、全額国庫補助金が充当されます。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第78号 令和元年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第78号につきましてご説明を申し上げます。

歳出予算におきましては、1款の総務費は人件費関係8万円を追加、2款の保険給付費は、決算見込み額に基づきまして500万円を減額、4款の地域支援事業費は介護予防・生活支援サービス事業の関係予算の390万円を追加しております。また、7款の諸支出金では、過年度分の財政調整交付金返還金8万円を追加し、それによりまして、5款の基金積立金を8万円減額しました。

一方、歳入予算では、歳入見込み額に基づきまして、3款の国庫支出金は81万3,000円、4款の支払基金交付金は28万7,000円、7款の繰入金は4万5,000円それぞれ減額し、5款の県支出金は12万5,000円を追加いたしました。

これによりまして、今回の補正は、歳入歳出それぞれ102万円を減額し、予算総額を6億9,912万円とするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の238ページからお願いいたします。歳出予算の2款保険給付費では、各サービスの利用者の増減によりまして、介護サービス給付費を700万円減額、介護予防サービス給付費を200万円追加しております。

また、239ページ、4款の地域支援事業費では要支援者1、2や基本チェックリストを該当者の方の増加によりまして、訪問介護及び通所介護サービスともに前年度を上回る見込みであり、全体で390万円追加しております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（仙海直樹） 日程第17、議案第79号 令和元年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第79号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、給与改定による人件費を補正したほか、公営企業会計適用に係る基本計画策定の委託費を追加いたしました。また、配管布設整備費の工事費に不足が生じていますので、追加計上いたしました。

このほか委託料、工事費については、事業精算見込みによる余剰分を減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額の249万3,000円を追加し、予算総額を2億530万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳出、250ページをお願いいたします。総務費の1目一般管理費の委託料に公営企業会計適用に係

る基本計画策定費を追加しております。公営企業会計の適用については国、総務大臣通知により、小規模な自治体についても、令和5年度末までに簡易水道事業と汚水処理の3会計について移行するように求められております。

今回の追加の委託費は、簡易水道事業の規模、職員数、全部適用か財務だけの一部適用か、または減価償却のための資産調査、現在ある書類から詳細法、簡易法などのどれが適しているかなどの移行に係る基本の方針を検討するものです。この委託費は、4会計合わせまして200万円計上させていただきますが、利用者数割合で各会計に計上しております。維持管理費の委託料については、業務精算による減額でございます。

251ページに移りまして、配管布設整備費の工事請負費は、常楽寺配水池からの配水管布設がえ工事でございます。仮設の配水管が必要になったことによる追加であります。取水施設整備費の工事請負費は、精算によるものでございます。

戻りまして、歳入、249ページをお願いいたします。運営準備基金の追加は、管路工事に充当いたしますし、町債は、公営企業適用に係る委託費分となります。

252ページ以降に補正予算給与明細表がございますので、あわせてご覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号 令和元年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第18、議案第80号 令和元年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第80号につきましてご説明いたします。

このたびの補正予算は、公営企業会計適用に係る基本計画策定の委託費を追加しました。このほか前年度の繰越金を追加、一般会計繰入金を減額しております。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額7万円を追加し、予算総額を1,147万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明させていただきます。

歳出、259ページをお願いいたします。一般管理費の委託料の追加は、町長説明のとおりでございます。浄化槽維持管理費の補正は、繰入金から一般財源への更正でございます。

258ページの歳入では繰入金を減額し、未計上分の前年度繰越金を追加しております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第19、議案第81号 令和元年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第81号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、給与改定による人件費関係を追加計上いたしました。また、公営企業会計適用に係る基本計画策定の委託料、管路調査委託料を追加しております。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額57万円を追加し、予算総額を1億1,267万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、266ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の13節に公営企業会計移行のための基本計画策定の委託料を追加しております。

2款1項1目維持管理費の委託料で、業務完了によります管渠清掃業務の減額がございます。その下の管路調査業務委託料でございますが、管渠清掃を行っている際に汚水の流れが悪い箇所が発見されました。カメラ調査を行い、修繕の箇所と設計のための縦断図を作成する経費を追加いたしました。

戻りまして、歳入、265ページをお願いいたします。4款の繰越金の未計上分を追加いたしまして、3款の繰入金を減額しております。

6款町債は、公営企業適用に係るものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（仙海直樹） 日程第20、議案第82号 令和元年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第82号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、給与改定による人件費関係を追加計上いたしました。また、公営企業会計適用に係る基本設計の委託料を追加しております。

維持管理費の管渠清掃業務は、業務清掃による余剰分を減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額は127万1,000円を減額し、予算総額を1億5,984万9,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出につきましては、町長説明のとおりでございます。

歳入、275ページをお願いいたします。4款繰入金は、管渠清掃の減額に伴うものでございます。

7款町債の1節公共下水道事業債の追加は、本年度行っておりますストックマネジメント対策実施設計業務委託に係るもので、対象に係る事業費を見直したことによる追加でございます。2節は、公営企業会計適用に係る委託費の財源となる追加でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（仙海直樹） 日程第21、議案第83号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第83号につきましてご説明を申し上げます。

現在法務大臣から人権擁護委員を委嘱されている磯部友記雄委員におかれましては、令和2年3月31日をもって任期満了となることから、後任の候補者として、大字松本の田中秀和氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

候補者の推薦に当たりましては、人権擁護委員法の規定に基づきまして、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある住民の中から市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦し、その後最終的に法務大臣が委嘱するという流れになっておるところであります。

なお、人権擁護委員の委嘱期間は3年でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第83号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり適任と認めることに決定されました。

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

（午後 零時01分）